

## パネルディスカッション

パネリスト

新 恵 里

社会安全警察学研究所 所員  
京都産業大学法学部 准教授

山 本 龍 彦

慶應義塾大学法科大学院 教授

田 村 正 博

社会安全・警察学研究所 所長  
京都産業大学法学部 客員教授

川 出 敏 裕

東京大学大学院 法学政治学研究科 教授

コーディネーター

堤 和 道

中央大学総合政策学部 教授

堤 : ご紹介にあずかりました堤です。それではパネルディスカッションに入らせていただきます。最初に新先生から被害者の関連のことをお話しいただいて、そのあと、山本先生からお話しいただき、そのあと、フロアの皆さま方とのご議論というふうを考えておりますので、どうぞよろしくお願い致します。

それでは、新先生、よろしくお願い致します。

## 被害者学・被害者支援政策の分野から

新 恵 里

ただいまご紹介いただきました、京都産業大学の新と申します。私の方からは被害者学、被害者支援政策の分野、立場からということで、渥美先生の。申し訳ございません。本日私もやはり、とても呼び捨ては難しいので、先生と呼ばせていただきますが。渥美先生の被害者学、被害者支援政策の分野のご報告をさせていただきながら、議論を皆さまとできればと思っております。

渥美先生の被害者問題に関する見解については、五つぐらいにポイントを絞って、テーマに沿ってお話をさせていただきたいと思っております。皆さまのお手元にある年表付きの簡単なレジюмеと、前のスライドと、こういうフォームで対応しておりますが、こちらの方を使って報告をさせていただきます。

まず、犯罪被害者等給付金支給法（犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律）ができる1980年以前に、渥美先生はすでに被害者補償に関して、その必要性を論じておられます。

例えば、1972年のときの法令によりますと、個人の損害賠償などの個人の責任追及では不十分。特に1970年代は交通事故も多く発生していて、その遺族への補償とか、経済的な回復に関する問題が出ていた時代ではあります。

被害者補償に関しては、犯罪により被害を受けたものに対して、社会的に、国が何らかの補償を考えることは決して不自然、奇抜な発想ではないと、当時おっしゃっています。さらに、犯罪の被害の結果、貧困へと転落する可能性のあるものに対して、社会の協力が必要であり、国家による補償が真剣に検討されるべきであるとされておりました。

ただ、国家が補償するということのみならず、渥美先生は犯罪被害者が国家に対して、その支出した分を求償するということも提言しておられて、そのような渥美先生のお考えも含めて、1980年に「犯給法」ができていく流れにいったと思います。

また、先ほどの基調講演にもいろいろございましたが、不当な犯罪収益を没収する必要があるというところは、この1970年代当初から、さまざまな論考の中でも出てきておまして、それを犯罪被害者の方に再分配していくことが、最優先事項であると言われております。

それから、「犯罪被害者給付制度」発足は1980年以降の話ですが、1991年に「犯罪被害者給付制度」発足の10周年記念シンポジウムが開催されました。

これは当時、NOVA (National organization for Victim Assistance)、全米被害者援助機構の事務局長のマリー・ヤング氏を招いて、当時の被害者学の研究者の方々がご登壇されて、シンポジウムをされています。

当時、田村先生が企画をされたとおっしゃいますが、このシンポジウムは被害者支援、後に被害者問題を研究する私から見ましても、歴史的なターニングポイントとなった、すごく大きなイベントだったと思います。

ご存じの方も多いと思いますが、大久保恵美子さんという交通事故のご遺族の方がフロア発言をされて、精神的な支援を日本で一步でも進めてほしいということをご発言なさいました。その翌年、当時、東京医科歯科大学の教授でいらした山上皓先生が、それで一步でも踏み出そうということで決意されて、犯罪被害者と名前の付く支援センター、被害者相談室が初めて開設されました。

当時私はこの世界にまだ入る前でしたので、直接伺ってはいないのですが、非常に盛況なシンポジウムであったと聞いております。そのときに、渥美先生が発言されておまして、被害者に対して、その侵害があった際に、その干渉を排除して、被害者自らが自己実現しようとしていた行為に価値を認めて、国家がその保護を十分に行っていくかどうかを求め、基本的な権利を持っているということで、被害者に関する権利について言及しておられます。

従って、被害者に対する救済は、恩恵の給付ではなくて、国家が刑事司法を運用する上で当然行う責務であると理解すべきではないかというご発言をしておられます。

それと同時に、またここで犯罪者は被害者と直接対決することによって、自分自身が行った行為を反省するのだと。自分が正義を破壊したことによって生まれた影響というものを知って、それを内面化する必要があると、発言しておられます。

そういう直接的なやりとりを考えると、被害者にとって裁判がどのような進捗をしているか、公判がどのように進んでいるのかの情報は、当然被害者に告げるべきでありますし、被害者はそれを受ける基本的な権利があると理解すべきといった見解もここで述べておられます。

その前年、1990年に日本被害者学会が設立されて、設立当初から渥美先生は活動をされて、設立にも尽力されたとおっしゃいます。

渥美先生の論考については、今日は一つ一つ詳しくご紹介する時間がございません。2004年からは日本被害者学会の理事長として活動しておられました。被害者学会ができて20年に振り返っておられるのですけれども、まだこの設立した90年のときには、わが国における犯罪被害者の窮状を明らかにし、それに対する対策を採ることが急務であったと。そのよ

うな犯罪被害者の窮状のうち、当時最も注目を引いたのは、刑事手続きにおける犯罪被害者の阻害であったと。

後に被害者参加制度のことも含めて述べますけれども、当時からすると、非常に被害者学会の活動と、また、さまざまな社会のいろいろな制度の充実によって、被害者問題が大きく前進したことをここで振り返っておられて、その功績を喜んでおられます。

被害者学会の論考のあとについては、最後、被害者の地位の確立というところでお話ししたいと思います。

さらに渥美先生は被害者支援に関しても、研究者として論考を述べられるだけではなくて、理事として関わっていらっしゃったと思います。被害者支援都民センターが公益社団法人になったときから理事長として、最後、お亡くなりになったときも現職でけん引していかれる立場でいらっしゃいました。

私は2000年に『犯罪被害者支援』というのを上梓致しまして、それを読んでいただいた渥美先生が、被害者学会の懇親会の席で私を見つけるなり、書いてくれてありがとうということ、一言初対面の私におっしゃっていただいたことがございました。

これは私が2000年当時、1997年から1998年にかけて、先ほどの、アメリカのNOVA、全米被害者援助機構の傘下になりましたセンターに行きまして、アメリカの被害者支援センターの実際をレポートしたものです。

当時、渥美先生がおっしゃっていたのは、非常にプラクティカルな、実践的な支援の積み重ね、被害者支援については、そういった実際的な支援の積み重ねをしていくことが大事であり、それが社会を変えていくことにつながっていくのだと、そういったベーシックな部分の積み重ねを重視されていたことがあると思います。アメリカのレポートであったのですが、官民によるコミュニティベースの活動、ご存じの方は多いと思います。また、渥美先生は、コミュニティの概念を非常に大切にされて、活動を評価されていたと思いますので、被害者支援の活動の中においても、そのコミュニティの活動というものを、その中から見いだされたのかなと思っています。

コミュニティというのは、地域の個性もそうですし、被害者も主体的に参加するということでの意義、それで被害の回復にどういうふうに関わっていくかということ、考えていく一つを担ったのではないかなと思います。

また全体的な、ホリスティックなケアの重要性、犯罪被害によって損なわれた地域、被害者の心の平和、回復のために、急性期か否か、犯罪被害の特性、例えば、殺人事件、暴力犯罪なのか、性犯罪なのか、あるいはDVの犯罪なのかといったことによって、被害者のニーズが異なり、それぞれの段階によって、またそういった被害の特性によった支援が必要であり、全体的な、包括的なケアも重要であると渥美先生は強調されておりました。

最後に被害者の地位の確立、刑事手続きにおける被害者参加について補足をさせていただきます。

従前、やはり、渥美先生は刑事手続きに関して、被害者が忘れ去られ、阻害されてきたことの反省があると。それをこれから変えていかないといけないという、強い意識を持っていらっしゃったと思います。

また、刑事司法手続き、公判だけではなく、さまざまな段階で、いろいろな被害者が、そういった手続きにコミットできる。あるいはそれを知らされる。そういった権利というものも主張しておられましたし、あるいは刑事手続きとは異なる、ダイバージョン的な手続きに関して、被害者がそこに入っていくということへの必要性についても言及しておられました。

まとめになります。少年手続きへの被害者出席、傍聴については、論考の方で被害者が、これは少年審判を傍聴することは少年の社会復帰を妨げないと渥美先生は考えていらしたと思われ。やはり、犯罪者、加害者は自分が被害者と直接対決して、自分がやったことを内省する、反省をする機会という意味で、被害者の少年審判の傍聴というものは、少年の社会化、そして、被害者の方の社会化ともに成り立つものであり、少年の社会復帰を妨げないということで、論文を書いておられます。

ただ、先ほどの話にもありましたように、被害者参加については、被害者が手続きの対抗者、論争者ではないというこ

とで、近年の被害者のための刑罰評価という主張に対しては、非常に否定的な見解を持っておられました。

とりわけ応報感情が事実認定に影響を与えること、厳罰化傾向を生む陳述については、許されるべきではないと考えておられました。ですので、基本的に刑事裁判においては、検察官が訴追者としての役割を十分に果たしつつ、その中で被害者らの支援を十分に確保し、連絡を密に、しかも十分行う法運用が定着することを強く望みますと、2010年の論考にも、そのように書いておられます。

私も直接、渥美先生とこの問題についてはお話しさせていただく機会が何度かありましたが、やはり、これができたときには運用で工夫していく、考えていくしか仕方がないねというふうにおっしゃっていたのを強く覚えております。やはり、運用を誤ると、刑事手続きに被害者の報復や、復讐の機会を与えることになる。やはり、渥美先生は、加害者、被害者ともに、犯罪者が社会的責任を自覚して、犯罪者の生き方を変化させていく。そして、再社会化していく。

被害者の方も、被害を回復していき、また再社会化をしていく。二次被害を受けて、孤立して、三次被害化になっていくということではなく、支援を受けて、回復して、再社会化を目指すということに対して、こういった応報感情が支配的になる刑事裁判については、被害者の再社会化にとっても有害になるからだと述べておられます。

また心の傷や被害者らを経済的にも回復させる目的でこそ被害者へのサービスの目的があるはずだと述べておられます。だからこそ、先ほどの被害者支援に関する実践というものにも、非常に重きを置いていらっしまったのではないかなと思います。

ただ、それでもやはり被害者の方は公判でいろいろ意見を言いたい。参加したいというお気持ち、心情についても非常に理解をされていて、そういった被害者の権利を確保しながらも、応報的にならない工夫をどうしたらいいのかということも、考えられていた、あるご遺族の方に対して非常に尊敬をし、敬服の言葉を述べておられたこともありました。

なかなか、被害者心情にとっては、やはり難しいことであることも承知で、このようなご見解を持っていらっしまったのだと、私は理解しております。

一言で渥美先生の被害者問題に関する論考をまとめることは難しいのですが、『複雑社会で法をどう活かすか 相互尊敬と心の平穩の回復に向かって』という渥美先生の大きなご著書の副題の「相互尊敬と心の平穩の回復に向かって」という言葉が、被害者問題に関する、先生の目指すところであったように思います。

どうもありがとうございました。